### 「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会報告書 (素案)」 に関する意見募集結果の概要 (未定稿)

- 1 実施期間 9月22日(金)~10月6日(木)
- 2 提出意見数73件(うち団体39件、個人34件)
- 3 意見の概要 以下のとおり
- (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度の見直し

項目	意見の概要
全般	〇住民基本台帳法の基本 4 情報について、大量閲覧(個人を特定しない 閲覧)を原則として禁止することには賛成する。(日本弁護士連合会)
	〇最近の住民基本台帳の閲覧制度を悪用した事件の発生や個人情報保護 法の観点から、閲覧に際し、制約を設ける「原則非公開」の立場を支持 する。(社団法人 中央調査社)
	〇閲覧申請者のほとんどが営利目的の現状と犯罪に利用されている現状を考慮すると、住民基本台帳の閲覧制度の見直し(閲覧基準の厳格化など)は望ましい。(個人)
	〇「基本的な考え方」について賛成。現行住民基本台帳法による住民基本台帳の閲覧制度等は、個人情報を広く一般に公開することを前提としており、個人情報保護法の基本理念(同法第3条)との矛盾が生じていることから、抜本的見直しは早急に行われるべき課題。(個人)
	〇「大量閲覧」や「写し等の交付」による住民基本台帳情報の不正取得 ・悪用の状況、住民基本台帳制度の本来の目的に照らしてみたときに、 不特定多数を対象とした「閲覧」は廃止すべき。とりわけ「大量閲覧」 「商用目的閲覧」は全面禁止すべき。(部落解放同盟中央本部ほか)
	〇基本的な考え方について、「閲覧制度の再構築」、つまり「原則公開」ではなく、「閲覧」を「原則禁止」とし、「閲覧できる主体」、つまり閲覧制度を「例外」措置と位置づけるべきである。その上で、「例外」で規定する閲覧制度に関して、人権侵害が発生しないように、二重・三重

の歯止めをかける制度とすべき。(部落解放同盟大阪府連合会)

- 〇人権侵害の防止、プライバシーの保護を住民基本台帳法の条文に規定 すること。また、不正閲覧や写しの不正取得による被害の救済について も明記すること。(部落解放同盟京都府連合会)
- 〇この間の住民基本台帳等の情報悪用、不祥事などの事実は、制度運用 の杜撰さが原因ではなく、制度そのもののあり方が問われている。個人 情報保護法の趣旨を踏まえて、自己情報コントロール権が保障された新 制度に改革されるべき。(個人)
- 〇4情報を原則公開とすることを前提にした閲覧制度は廃止すべき。(個人)
- 〇大量閲覧や商用目的閲覧は問題が多すぎる。不特定多数を対象とした 閲覧は廃止すべき。(個人)
- 〇閲覧が認められる目的が抽象的すぎること、不正閲覧の事前察知が不可能であることなどから全面的に反対する。(個人)
- 〇閲覧される情報は個人情報であることから、新しい制度においては、 個人情報保護の観点を重視した制度設計としてもらいたい。(全国消費 者団体連絡会)
- 〇生年月日や住所が厳密な意味での個人情報と言えるのか。仮に言える としてもキャッシュカードを申し込む際に記入を求められる情報に比べ 希薄であると思う。(個人)
- 〇氏名・生年月日・性別・住所については公開することが原則であり、 閲覧制度の廃止には反対である。(個人)
- 〇住民基本台帳の閲覧及び写しの交付には、性別は必要ない。住民票に関しては、続柄や本籍地の記載と同様に、どうしてもその情報が必要である際に限って記載するようにすれば問題ない。(性同一障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会を目指す会)
- 〇市町村においては、閲覧や住民票の交付制度に関して、個人情報の保護のための創意工夫ある取組が進められているが、今回のあり方検討会の報告に基づき、これらの取組が後退することがないよう、市町村における創意工夫ある取組を後退させるものではない、ということを明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)
- 〇閲覧が原則禁止になった場合、企業として他の有効な告知手段を検討 する時間が必要となるため、1年間程度の猶予期間をもうけてもらいた

#### い。(個人)

# 体と目的

閲覧できる主 | 〇現在の閲覧制度の利用状況を4区分しているが、弁護士等は「住民の 居住関係の公証」による私的な営業活動である。ダイレクトメール業者 が「郵便物を送達させるために居住関係を把握」していることと何ら変 わりない。(個人)

> 〇官公庁の機関及び公益上相当性のある調査、研究及び活動を行う機関 による閲覧については、法の目的の範囲内におけると判断でき、閲覧目 的及び理由等を明示して行い、その他の主体による閲覧は出来ないもの とすべき。(全国青年司法書士協議会)

〇本人、妻子、両親及び必要最小限の公務員までの閲覧が可能として、 その他第三者への閲覧は全面禁止にすることが望ましい。(個人)

〇自衛官や市立幼稚園の園児の募集のための適齢者の閲覧については、 「公用」ではあるが、民間業者が行っている生徒募集等と何ら変わりが なく、閲覧を認めるべきではない。(個人)

〇不特定の居住関係を証明することが「公証制度」の範囲内に含めてい いのか疑問であり、本来的には大量閲覧は正当な理由の有無にかかわら ず公証制度の範囲内とすべきでない。閲覧と公証制度の関連について例 外的な閲覧とするか、制度目的の範囲内とするか、法の「目的規定」の 中で位置づけを明確化することが必要。(全日本自治団体労働組合)

〇「公証制度」として、一定地域に居住する不特定多数の住民情報を正 当な理由がある場合には閲覧させるとするのは、「公証制度」本来の趣 旨から逸脱していると思われる。このように公証制度としての利用目的 を拡大することで不特定多数の閲覧を正当化するのではなく、あくまで も例外的な措置であることを明らかにすべき。(特定非営利活動法人情 報公開クリアリングハウス)

〇現行の住民基本台帳第1条の目的に、「適正な管理」とともに「適正 な利用を図る」という文言が明示的に加えられるべき。(日本社会学会、 東北社会学会ほか)

〇閲覧を認める判断基準としては、「目的」と「利用形態」の両者が必 要と考えるので、利用の分類に「利用形態」を加えるべき。(社団法人 日本マーケティング・リサーチ協会)

〇閲覧を認める条件としては、まず、閲覧によって取得した個人情報の 利用、管理、廃棄について、高い安全性、信頼性を有する主体のみに限 定してもらいたい。次に、個人情報を多少の危険にさらすことを補って あまりある高い公益性がその目的になければならない。(個人)

〇学術調査、世論調査、市場調査等については、①目的の正当性、公益性が認められるか(市場調査については、一般的には公益性は認めがたい)、②住民基本台帳から対象を抽出しなければならない必要性が認められるかを、慎重に審査し例外的に求められるべき。(日本弁護士連合会)

- 〇一般的には「社会調査」は市場調査を含む言葉として用いられており、「公益性が高いもの」と限定しているものの、市場調査の扱いが必ずしも明確ではない。市場調査の位置付け及びその扱いについて整理すべき。 (特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)
- 〇「世論調査、学術調査などいわゆる社会調査」という表現は、不正確であり、バランスを欠いている。「世論調査」は「社会調査」の応用分野の中の有力なものにすぎないし、「学術調査」には「社会調査」に含まれないものもある。なお、データ収集方法およびそのマネジメントの立場からは、欧米では、応用科学・科学的方法の実務への応用の一分野として市場調査、世論調査、社会調査を同一に扱っている。(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)
- 〇「社会調査の具体例」について、ここに示されている内容は、単に報道機関による報道用調査と、学術研究機関による学術調査が示されているに過ぎない。これで多種多様な調査の閲覧の可否を判断することは非常に困難。市場調査で閲覧が認められる例を盛り込むか、例示全体を削除するか、を検討してもらいたい。(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)
- 〇市場調査について、閲覧を認めるのか、明確にしてもらいたい。もし市場調査を認めないとするならば、他の閲覧を認める社会調査との区別をつけるための基準を明らかにしてもらいたい。(個人)
- 〇「放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道の用に供する目的で 行う調査」は、世論調査、意識調査に限定してもらいたい。(神戸市)
- 〇閲覧が認められる社会調査については、結果をそのまま放送するもの以外にも、放送法の規定に従って行うものなど公益性を有するものがあるので、「報道の用に供する」という目的に限定するべきでないと考える。また、調査結果を公表しない場合であっても公益性があると判断できる客観的で簡便な担保の方法についても十分検討すべき。(日本放送協会)
- 〇選挙人名簿抄本と同様、住民基本台帳においても、「世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合」を「法令上明確に位置づける」とすべき。(日本社会学会、東北社会学会ほか、社会調査士資格認定機構)

〇学術研究の用に供する調査については、機関名で行うというよりも、 大学や研究機関などに所属する研究者が代表者となって行う場合や複数 の大学・研究機関に所属する研究者によって研究会名で共同でなされる 場合も多い。したがって、文言は、「大学その他の学術研究を目的とす る機関等及びこれら機関等に所属する研究者が学術研究の用に供する目 的で行う調査」とすべき。(日本社会学会、東北社会学会ほか、社会調 査士資格認定機構)

○学術調査の中には、特定の大学に基盤をおかずに、研究者がネットワークを組んで行っているもの、あるいは、学生の教育目的に行われる小規模な調査などもあるので、このような調査についても閲覧が認められるよう配慮してもらいたい。(日本版総合的社会調査共同研究プロジェクト)

〇「公益性」及び「調査等」という表現には明確な定義ないしは説明が必要。辞書によると、「公益」には「①国家または公共の利益、②広く世人を益すること」の二つの意味が併記してある(広辞苑)。閲覧許可の判断基準とする「公益性」には上記の両者を含むのが妥当。ちなみに、市場調査は、「生活者の声を聞く」ことにより、製品の改善あるいは開発をはじめとして、生活者の暮らしに役に立つ財やサービスを提供するための情報サービスであり、「公益性」の高い活動である。(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)

〇あらためて「公益性」の定義を明確にすることが必要。また、調査結果が広く公表されるといった外形での判断基準は妥当だが、成果が社会に還元されているかどうかは、事前に判断することが困難であり、またその成果の判断基準が明示されないと混乱を招く。

市場調査は、その結果が企業活動に反映され、生活の豊かさや経済・産業の発展へとつながり、広義には「公益」といえるものであり、「公益」であるという判断を明示してもらいたい。(財団法人 日本世論調査協会)

〇「公益性」の定義が明確でない限り、公益性の解釈はマチマチとなる。 市場調査の場合、結果は公表されないが、企業活動に反映され、人々の 豊かさや社会の発展へとつながり、広義には「公益」といえる。また、 成果が社会に還元されているかどうかは主観的判断になりがち。したが って、「特定個人が識別できない形で用いられる世論調査、学術調査な どいわゆる社会調査の対象者を抽出する場合」とすることを提案する。 (社団法人 中央調査社)

〇市場調査は、社会調査・世論調査と同様、標本調査であり結果が統計 数字として処理されて個人情報を利用しない点でダイレクトメールと異 なるものであり、閲覧を認める主体に追加して明記すべき。(株式会社 日経リサーチ) 〇統計調査の制度の維持は調査業界の重要問題であり、住民基本台帳の 閲覧は不可欠。当社は、日本マーケティング・リサーチ協会の審査を受 けて取得したプライバシーマーク制度により、個人情報の取扱いについ て、業界とも協力し徹底遵守の努力を重ねているところ。世論調査、学 術調査とともに市場調査の重要性を理解してもらい、住民基本台帳の閲 覧を継続してもらいたい。(株式会社 ビデオリサーチ)

〇住人基本台帳の閲覧を、世論調査や学術調査は許されるが、市場調査は認められないとする考え方は納得性にかけるものといわざるを得ない。市場調査の有用性を再認識し、統計の作成の目的の閲覧は住民基本台帳閲覧許可の対象に含めるべき。(個人)

〇公益性が高いと考えられる社会調査に関しては、専ら統計調査として利用され、特定個人のデータを利用するものではないものと、特定個人についてある程度継続した追跡調査を要するものとが考えられる。後者については、抽出を住基台帳により行ったとしても、調査への協力は個人の同意によるものと考えられるが、前者については、行政機関個人情報保護法の目的外での外部提供規定の趣旨を受けるのであれば、閲覧制度で閲覧を認める場合も、原則として個人情報の利用形態は特定個人が識別できない形で用いられる場合であることを明らかにすべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇公益に資するもの以外の閲覧は「禁止」「制限」を原則とし、学術調査、報道等に関わっての利用といえども極めて高い公益性、行政利用に 匹敵する公益性が認められなければならない。また、市町村長は責任を 持って審査し、提供した情報について追跡管理をしなければならない。 (部落解放同盟中央本部ほか)

〇公証制度として利用を認める範囲の例示として、「世論調査、学術調査などいわゆる社会調査のうち、公益性が高いと考えられるものの対象者を抽出するために閲覧する場合」としているが、例示されている「これらに準じる調査」で想定される調査の範囲が不明確なため、閲覧の範囲が広がる可能性がある。(全日本自治団体労働組合)

〇社会調査については、基本的には閲覧を認めず、調査する者は別の手法を検討・研究して調査することとすべき。特に、市場調査は営利を求める営業活動の一環であるため、閲覧を認めるべきでない。閲覧を認める場合でも、個人情報であるため個人の選択を重視し、オプトイン方式を導入した上で閲覧を認める制度とすべき。(全国消費者団体連絡会)

〇「公益性」の判断基準について、「公益性」は成果の公表を通じた社会への還元と、行政施策への反映と2通り考え方が示されていると考えられる。このような前提に立つならば、調査結果や成果が非公開を前提に国や自治体に提供された場合は、「公益性」の基準の中に含まれることになるのか。また、「公表」とは、調査結果・成果の一部を公表する

ということではなく、全部ないしたい部分を公表するという趣旨である のか。

「公益性」の判断基準は「これらに準じる調査」として閲覧を認める範囲に大きな影響を与えるものであり、原則として調査結果の全部ないしたい部分の公表を最低限の基準とし、また閲覧を求める側がその公益性について説明をする責任を有していることに明確に言及すべき (特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

- 〇「これらに準じる調査」とあるが、具体的な内容が不明であり、各市 町村長の判断によっては「調査」の範囲が広がる懸念がある。(神戸市)
- 〇「これらに準じる調査」の例として、大学院生が科学研究費助成金などを得て行う学術調査や大学院修了後、常勤職につくまでの所属機関をもたない若手研究者が行う学術調査を明示すべき。(日本社会学会、東北社会学会ほか、社会調査士資格認定機構)
- 〇調査の「公益性」について、どのように判断すべきか明らかでない。 「公益性」「社会に還元」に資する調査の具体例を示すなどの対応が必要。また、調査の「公益性」や「社会に還元」の正当性を示すため、例えば「学会」や「業界団体等」の認証等を申請時の必要書類としての提示を検討することが必要。(全日本自治団体労働組合)
- 〇「正当な理由 (公益性の高い場合等)」について、何をもって正当と 判断するのか具体的な例示が必要。(個人)
- 〇閲覧できる主体と目的の限定、審査手続の整備については、公正で実施可能な判断基準の明示が必須。今後、市町村のまちまちな判断ができるだけ少なくなるよう、客観的に判断できる基準を明示し、閲覧現場での混乱がなくなるようにしてもらいたい。(財団法人 日本世論調査協会)
- 〇公益性の判断について、現場が混乱しないよう、踏み込んだ解りやすい表現を望む。(東村山市市民部市民課)
- 〇公益性の定義や解釈の判断を市区町村に任せると判断が不均一になってしまう。閲覧を認める者については、国が審査・登録し、明確にした方がよい。(個人)
- 〇科学的に正確な標本を得るため、閲覧を認めるかどうかの判断について、統一した運用が可能となる制度としてもらいたい。(日本放送協会)
- 〇市町村独自の条例が制定され、あるいは維持され、扱いが市町村ごとに実質的に相違することになれば、全国規模の調査研究の実施が著しく制約される恐れがある。学術研究に対してなされる閲覧の手続や運用の方式について、とりわけ公益性の判断基準などについては極力、法令な

どのかたちで全国的に統一されることが必要。(日本社会学会、社会調査士資格認定機構)

〇公益性が高いかどうかを各市町村で判断しがたいことから、基準を限 定列挙されたい。(神戸市)

〇調査結果を公表しない場合であっても公共性があると判断できる客観的で簡便な担保の方法についても十分検討していただきたい。(日本放送協会)

〇調査結果が広く公表されることが、調査の成果の社会還元であり、調査プロジェクトを公益性の判断基準となると言うことには同意できない。(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)

○社会調査の公益性の判断基準については、①調査が統計的に処理され、 調査内容と特定個人が関連付けられないこと(匿名性が保たれること)。 ②請求する団体等の所在が登記簿等に記載され、情報の管理責任の所在 が明確であることを加えることが必要。

また、行政が公益性の有無を恣意的に判断する余地のないよう、個々に 具体的に法令等で規定すべき。(個人)

〇社会福祉協議会やそのほか公共的団体でどのような事業を実施する場合に、閲覧を認めるか、判断の厳格化を図るためにも具体事例の提示が必要。(全日本自治団体労働組合)

〇公共的な団体が個人名を特定せずに多数の個人情報を閲覧させるための根拠を住基台帳法に設けるのではなく、むしろ地域の実情に併せるのであれば各自治体の個人情報保護条例に基づき個別に判断し、必要最小限の範囲で利用・提供を検討すべきである。住基台帳の所管課よりも、公共的団体の行う事業についてはその事業を所管する担当課が中心となって判断することが、適切な判断を確保していくためにも望ましい。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇公共的団体について、公共性の判断等が各市町村長に委ねられた場合に混乱をきたすおそれがあるとともに、住民にとっては行政機関でない任意の団体が閲覧することに抵抗がある。「公共的団体」や「公益性の高い事業」について例示するとともに、NPO団体を除外してもらいたい。(神戸市)

〇公共的団体が公益性の高い事業を実施するための閲覧については、之 を判断する基準を明確にすることは困難であり、却って混乱をきたすた め認めるべきでない。(個人)

〇自治会の閲覧は反対。自治会役員は、ほとんどが当番制でどんな人で もなることができ、秘守義務もない。あくまでも本人の同意のもと、個 人情報は収集されるべきであり、どうしてもプライバシーに係る事項について収集しなけらばならないときには、秘守義務のある行政の職員が、市民のサポート役としてあたるべき。(個人)

〇仮に居住していない者の住民票が存在するとしても、現居住者に閲覧 を認め、その者の氏名等を知らせる必然性はなく、非居住者の住民票に 関する実態調査の一環として対応すれば、十分ではないか。(個人)

〇DM送付等営利活動を目的とする大量閲覧は認めるべきではない。(日本弁護士連合会)

〇ダイレクトメールなどの営業活動(営利)のための閲覧について、認めるべきでないとしていることについて賛成する。(全国消費者団体連絡会)

〇心あたりのない D M が送られ、個人情報を提供している行政に対する 不信感はつのっており、商業目的の閲覧は認めるべきでない。(個人)

〇商業目的への閲覧利用は例外なく禁止すべき。もし閲覧を認めるなら、 閲覧できる数を1回当たり100件までとし、厳格な審査をパスした業 者のみに認めるべき。(個人)

○純粋に商品を販売するためだけに名簿を閲覧している者が一部の不正利用する者のために職を失うという理不尽な結果になってしまうのは納得がいかない。正当な営業目的での閲覧については、厳しい条件付きでも認めてもらいたい。(個人)

○「DMその他営業活動」がすべて好ましくなく、また問題なのか疑問。 DMなどのための閲覧についても業種、目的等を明確化して認めるべき。 (個人)

○努力してプライバシーマークや I SMS等の認定を受け個人情報の保護に配慮している企業には、閲覧の門戸を開いてもいいのでないか。(個人)

〇世論調査は公益性が高いが、市場調査は低いという基準はおかしい。 行政やマスコミが行う世論調査が正当な理由と判断されるならば、企業 活動を進めるための世論調査というものも考えられるので、世論調査と 市場調査を区別して閲覧を許可・不許可とするのはナンセンス。(個人)

〇閲覧費をかなりの高額とし、高額の閲覧費を払ってでも実施する必要がある意思がある、調査結果に高い精度を要求される調査には、市場調査であっても、閲覧を許可するという制度としていただきたい(個人)。

〇仮にオプトアウトやオプトインが認められた場合には、各市町村や選

挙管理委員会の事務がいたずらに煩雑化するなどの弊害が大きい。しかも、オプトアウトやオプトインしたリストは学術目的の社会調査のための抽出台帳としては使用できないという決定的な問題がある。(日本社会学会、東北社会学会ほか)

〇閲覧を認める場合、事前に本人から閲覧対象から外すよう申請ができる制度は最低限必要である。(個人)

〇オプトアウト制度については、公共性が高い場合等に閲覧を限定することで導入を見送るとしているが、「権利」として選択的にオプトアウトの導入も検討することが必要。(全日本自治団体労働組合)

#### 審査手続

〇特に厳格な審査を行う必要がある主体として「特に社会調査を行う主体」としているが、審査に慎重を要するのは公共的な団体による閲覧申請も同様であり、仮に公共的団体に閲覧を認めるのであれば、公共的団体であっても同様であることを明確にすべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

○「十分な審査の必要性」についてこれを否定するものではないが、審査基準をあらかじめ詳細に定め、誰もが専門家以外でも判断にバラツキや偏りの生じないようにするためには、申請文書に基づく判断を行うことが原則となり、窓口での質疑応答が必要のないようにすることが重要。 (社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)

〇判断が困難な場合に「個人情報保護条例に基づく審議会に諮問した上で…」については、公証制度の範囲で閲覧を認める規定が住基台帳法に設けられると、法令等に定めのある外部提供として、少なくない自治体で個人情報保護条例における審議会への諮問対象とならないとする解釈がとられる可能性がある。審議会への諮問については、単に「考えられる」とするのではなく、もっと積極的な意味づけをすべきである。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇判断が困難な際に個人情報保護条例に基づく審議会に諮問した上で判断するとしたことは妥当だが、許可までに時間がかかる場合には調査時期を逸するなどのおそれもあり、迅速な対応を期待する。審査に必要な書類①~⑤はいずれも必須であり、この例示が各市町村で共通にルールとして採用されるようにしてもらいたい。(財団法人 日本世論調査協会)

〇個人情報保護条例に基づく審議会に諮問した上で判断をする場合、調査時期の問題から、審査から決定まで短時間で処理してもらいたい。また、審査に必要な書類については、自治体共通の様式にしてもらいたい。さらに、審査手続を簡便にするため、国等の入札の際に実施されている業者登録と同様、審査をクリアした閲覧者に対しては審査手続が軽減されるようなシステムを作ってもらいたい。(社団法人 中央調査社)

〇閲覧者の本人確認には、写真付公的身分証明書といった、公的なものを複数提出させるなど規定を整備すること。また、団体・個人や法人の公的書類などとともに、閲覧による成果物の案など世論・学術企画をしているかも審査対象とすること。その他、現行制度で大量閲覧されていた傾向を元に、乳幼児、児童、20代、高齢者など目的を持った業者を念頭に置く等々、予防措置を整備すること。(個人)

〇委託を受けて調査を行う場合については、委託者からの書面の提出を 原則とすべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇委託を受けて調査を行うものについては、委託者の名前、所在地、責任者のほか、「委託関係を証する書類(委託契約書等)」を追加してもらいたい。(神戸市)

〇社会調査について閲覧の正当性を確認するためには、実施主体が調査 目的等を説明して閲覧の可否を決めるべきであり、実施主体から閲覧を 依頼された者(アルバイト、業者等)だけが役所へ来て申請するような 安易な方法は認めるべきでない。(個人)

〇調査機関は依頼主の身元を第三者に開示しないのが国際的ルールとなっており、審査事項から「委託を受けて調査を行う者については、委託者の名前、所在地、責任者」を削除することが望ましい。(社団法人日本マーケティング・リサーチ協会)

〇「学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校」に属する者が 社会調査の主体となる場合は、大学又は高等専門学校の委員会、学部長 又は校長の証明書を添付させることとし、組織的なチェックを受け、責 任関係を明らかにできるようにしてもらいたい。また、「民法第34条 の規定により設立された法人であって学術研究を主たる業務とするも の」については、日本世論調査協会、市場調査協会等の証明書及びプラ イバシーマーク認証者であることの証明書を添付させることとしてもら いたい。(個人)

〇「必要な資料」として、「大学の委員会又は学部長による証明書」と あるが、所属機関をもたない若手研究者については、「所属学会等によ る証明書」も認めるべき。(日本社会学会、東北社会学会ほか、社会調 査士資格認定機構)

〇「調査等の内容の分かる資料」について、現行制度において、一部市 区町村では「調査票」の提出を求めているところがあるが、調査票は、 住民票閲覧時に完成していないのが通常。抽出対象となる住民への「調 査協力依頼のあいさつ状」の提出を求めるのが適切。(社団法人日本マ ーケティング・リサーチ協会) 〇公用(行政機関の職務にかかる請求)の場合は、請求書に、①官公署 (行政機関)による請求であること、②職務上の請求であること(職務 の内容を明示)、③個人を特定せずに請求する必要性を記載させ、かつ その裏づけとなる公文書を提出させたうえで認めるべき。(日本弁護士 連合会)

〇公的機関による公用の閲覧においては、すべてにおいて閲覧目的の明示 (特定) を義務づけ、請求を受けた市町村長が判断することを制度化すべき。(部落解放同盟中央本部ほか)

〇国及び地方公共団体の職員が閲覧を請求する場合については、請求事由を明らかにすることを前提とし、閲覧請求が正当なものなのかどうかの庁内のチェックシステムや同和問題・人権問題のしっかりとした研修の実施を確立した上で閲覧を認めるべきで、手続的にも明らかにすることを原則とすべきである。そして、提供した情報について、人権侵害が発生した場合の救済のあり方、責任について明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)

○国及び地方公共団体の職員による職務上の閲覧について閲覧を認める場合でも、誰がどのような目的で閲覧するのか、閲覧事由が明らかで、取得した個人情報の管理も確かなものか、手続上も明確にして行われるべき。(全国消費者団体連絡会)

〇公的機関による公用の閲覧も閲覧目的の明示を義務付け、請求を受けた地方自治体の長はその正当性を審査すべきであり、審査を制度化すべき。(個人)

〇公的機関が閲覧する際は、閲覧の目的の明示などを義務付け、適正な手続を確保すべき。(個人)

〇「犯罪捜査等に必要な場合」は請求事由の明示を要しないとしているが、少なくとも個別の捜査案件について示すことは難しいとしても、一般的な請求事由の明示は可能なはずである。また、犯罪捜査等に関連して請求事由を明示させる場合、捜査等に支障が生ずる場合はその目的を非公開とすればよく、閲覧申請への審査に必要な情報と公開される情報を分けて考えるべき。

また、「犯罪捜査等」の範囲が不明確である。警察を実施機関とした都道府県条例においては、刑事法の執行を中心とした個人情報の取扱いについては、特別の裁量を認めているが、少なくともそれと同様であることは確認すべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

○「所掌事務又は業務の遂行として行っていることを手続的にも明らかにする」とは。少なくとも所属長など一定の組織を代表するものによる申請を原則とすべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇不特定多数の住民についての閲覧請求について、閲覧の可否について 市町村に大幅な裁量権が認められる場合には、「プライバシーマークを 取得していないからだめだ」などというような極端な運用がなされるお それもあることから、審査すべき事項のみならず、審査基準を法令の規 定等により明らかにすることが必要。(個人)

〇審査内容について開示することが、透明性の確保や、自治体によるアンバランスの防止につながらないか検討してもらいたい。(全国消費者団体連絡会)

〇公益性の判断に当たっては、市町村の窓口が特定の設問の削除を求めるなどして調査内容に実質的に干渉する結果になったり、学術調査における学問研究の自由や表現の自由などが損なわれることのないよう、また小規模な大学や研究機関に所属する研究者などが不利な扱いを受けることがないよう留意していただきたい。(日本社会学会、社会調査士資格認定機構)

#### 閲覧方法等

〇閲覧用リストについて、町字等の地区ごとに住所順とすることを基本とすることは、統計的にひずみの少ない調査実施の上からも望ましく、「年齢順」「五十音順」が排除されることは非常に望ましい。(財団法人 日本世論調査協会)

〇社会調査の対象者を抽出する上で事実上困難な「年齢順」「五十音順」 などの配列が排除されるようにしてもらいたい。(社団法人 中央調査 社)

〇閲覧を認める範囲次第では、閲覧用リストの作成方法について住所順とすべきではない、あるいは手数料を見直すべきではない場合があると考える。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇閲覧リストの作成は、氏名のアイウエオ順とすべき。また、自己情報 コントロール権を認める立場から言えば、閲覧用のリストに掲載をして ほしくないという意見も尊重すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)

〇「町字等の地区ごとに住所順とすることを基本とすべき」とあるが、 世帯主や世帯構成員が推測されるおそれがあるため、「町字等の地区ご とに氏名の五十音順を基本とすべき」とすべき。(神戸市)

〇閲覧の請求事由を超えて閲覧されることがないよう運用面での実効性 が各自治体で確保されるようルール化しておくべき。(全国消費者団体 連絡会)

〇コピーの保管は「適当である」ではなく、「義務付ける」とすべき。

(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

- 〇現在市町村によってまちまちな料金設定や禁止的意味合いの料金設定 が改善されることは、非常に有益。(財団法人 日本世論調査協会)
- 〇現在市町村によってまちまちな料金設定や高額な料金設定による実質 上の閲覧禁止措置に該当する料金設定が改善されることは非常に望まし い。(社団法人 中央調査社)
- ○学術目的の社会調査については、選挙人名簿抄本と同様、閲覧手数料 を定額にとどめるべきことを原則とすべき。(日本社会学会、東北社会 学会ほか、社会調査士資格認定機構)
- 〇閲覧により住民に不都合や被害などが発生した場合、あるいは可能性 がある場合、桧垣の未然防止や個人情報の保護のために、苦情受付制度 等の設置について、検討が必要。(全国消費者団体連絡会)

ための仕組み

- 不正な目的で O一定条件での住民基本台帳制度にとって目的外である「外部提供」を の閲覧や目的 認めるときは、知り得た情報の管理を含め行政閲覧と同様の責任を課す 外利用を防ぐるべき。(部落解放同盟中央本部ほか)
  - ○閲覧を認めた場合は、閲覧請求者、閲覧目的については本人公示、公 表し、閲覧の実態が社会的に明らかになるようにすべき。(部落解放同 盟中央本部等)
  - 〇目的外に利用しないことは当然。閲覧を認めた相手方と請求事由の概 要を公表することについては、一般の理解の促進や透明性の向上が期待 できる限りにおいて進めるべき。(財団法人 日本世論調査協会)
  - 〇必要あって、外部提供を認める場合は、閲覧請求者・閲覧目的など本 人公示、公表し閲覧の実態を社会的に明らかにすることで、不正を抑制 すべき (個人)
  - 〇閲覧を認めた相手方と請求事由等の概要の公表について、主体と目的 を制限すれば、費用対効果の面から、このことを行なう必要はない。(個 人)
  - 〇地方自治体は提供した情報について実効ある方法で追跡管理をすべ き。また、被害が発生した際の救済のあり方、責任についてのあいまい な状態が改革されるべき。(部落解放同盟中央本部ほか)
  - ○「利用状況及び管理・廃棄について報告を求めること」としているが、 報告内容の検証に当たっては、履行確認や立ち入り調査など自治体に過 大な負担を強いることになることを考慮してもらいたい。(神戸市)

- 〇「市町村長が閲覧により取得した個人情報の利用状況及び管理・廃棄について報告を求めること」とあるが、報告内容の真実性を確認する適当な手段がないため、主体と目的を制限すれば、費用対効果の面から、このことを行なう必要はない。(個人)
- 〇「社会福祉協議会や自治会」等の公共的団体の閲覧における人権侵害の防止ため、同和問題や人権問題の学習、個人情報保護法並びに条例の学習など、団体への、人権教育・啓発を積極的に推進するシステムを市町村において確立するよう明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)
- 〇不正閲覧を防止する義務を市町村に課すべき。また、目的外使用や人権侵害の疑いがある場合など、市町村による追跡調査の権限を明記すべき。(部落解放同盟京都府連合会)
- 〇目的どおり利用されているか、第三者提供がされていないかどうか調査する必要がある。不正取得・利用の事実は全国の自治体で共有してもらいたい。また、処罰できるものは徹底して処罰し、その結果を公表してもらいたい。(個人)
- 〇不正閲覧を防止し個人情報保護に資するために、国及び市町村の責務 に関する規定を設けるべき。(全国青年司法書士協議会)
- 〇過料に関する規定は不可欠。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)
- ○社会調査の場合は、閲覧制度の利用が自治体をまたいで広範囲で行われるという性質にかんがみた、罰則、指導、調査等についての対処を検討すべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)
- 〇不正閲覧者の情報について、全国の市町村が共有し、以後の閲覧請求 を拒否できるような仕組みを検討してもらいたい。(神戸市)
- 〇不正取得は、単なる人権侵害でなく、人間の人生をも変える、命をも 奪う問題であり、「過料」にとどまらず、厳しい「制裁措置」を設ける ことを、明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)
- 〇不正閲覧への罰則を強化し、懲役刑を含む刑事罰を導入するべき。不 当利得があった場合の没収規定も設けるべき。公的機関については、不 正行為の実行行為者と監督権限を有する者の双方を処罰することとし、 住民による不正行為より重く処するべき。(部落解放同盟京都府連合会)
- 〇不当目的閲覧や目的外使用に対して罰則を強化すべき。(個人)
- 〇違反者には数千万単位の罰金、十年以上の懲役など高いペナルティー を科すべき。(個人)

〇過料に関して、これを払えば何をしてもよいと逆手にとるものが出る 可能性を考慮すること。また、個人情報保護法の適用は「取扱事業者」 であり、その他の者に関しても同制度を適用させるなど検討をすること。 (個人)

# 住民票の写し の見直し

〇弁護士、行政書士等8業種の「職務上請求書」による「自由閲覧」「自 の交付制度等|由交付」は見直されるべき。また、「職務上請求書」による「写し等の 交付」については交付等の事実と請求者について本人通知がされるべき (部落解放同盟中央本部ほか)

> 〇弁護士、司法書士、行政書士など8業種の職務上請求用紙による閲覧 及び公的機関による閲覧については、原則禁止にすべき。その上で他に 手段がなく、法律上等、やむをえないケースのみ、閲覧を認めることと すべき。その場合、不正請求でないことの証明を請求者に課すものとす べき。また、市町村は必要事項に限定して閲覧に供しなければならない ものとすべき。(部落解放同盟京都府連合会)

> 〇弁護士、司法書士、行政書士など8業種の職務上請求用紙による写し の交付申請及び公的機関による写しの交付申請については、他に手段が なく、法律上等やむをえないケースのみ交付を認めることとすべき。そ の場合、不正請求でないことの証明を請求者に課すものとすべき。(部 落解放同盟京都府連合会)

> 〇行政書士等による職務上請求用紙の不正使用等の事件が発生している ことを踏まえ、職務上の請求についてより厳格な対応が必要であり、根 拠法令のみならず申請目的の明示の義務付けを検討すべき。さらに、第 三者に対する写しの交付は最小限に止めるため、「正当な理由があると 認める場合」に写しの交付が認めることを法の中で明確化することが必 要(全日本自治団体労働組合)

- ○弁護士等が使用する職務上請求用紙に、依頼者名、請求に係る対象者 と依頼者の関係及び用紙の有効期限欄を追加するよう、関係団体に対し て指導してもらいたい。(神戸市)
- ○8業種の職務上請求書による自由閲覧・自由交付は制限されるべき (個人)
- 〇「職務上請求書」による8業種の閲覧・交付については、閲覧・交付 の委任者よりの委任状及び印鑑証明を添付させ、真正な業務による閲覧
- 交付であることを証明させるなどの措置を講じるべき。併せて、閲覧
- ・交付された当人にその事実を通知すべき。(個人)
- ○請求者の本人確認の書類の提示等を明記するとともに、弁護士等の職 務上請求に当たっての「使用目的(根拠法令)、依頼者名、請求に係る

対象者と依頼者の関係、提出先」を明らかにすべき。(神戸市)

〇行政書士等の職務上請求用紙の不正使用事件について、その対策として、新たに職務上請求用紙に依頼者名等を記載させるだけでは、抑止効果に期待が持てないため、その資格剥奪の仕組みを検討してもらいたい。 また、事件発覚時、すでに自主廃業している事例も見受けらるが、刑事罰を設けるなどの対策を考えてもらいたい。(個人)

〇弁護士として住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付を職務上請求する場合には、現行の制度のままでも個人情報保護の仕組みとして十分であるから、現行の制度を維持すべきであり、それに加えて依頼者名の記載、身分証明書の提示等を要件とすべきでない。(日本弁護士連合会)

〇弁護士として住民基本台帳の閲覧及び住民票写しの交付を職務上請求する場合には、「職務上請求書」を使用した現行の制度を維持すべきであり、それ以外に依頼者名の記載・身分証明書の提示などを要件とすべきでない。(大阪弁護士会)

〇司法書士等の職務上の請求については、その職務についてそれぞれの 資格法(司法書士法)上厳格な守秘義務が規定され、その違反行為については重い刑事罰、資格法上の懲戒処分等が課される定めとなっており、 事実そのように運用している。また、個別の事件について詳細な情報を 自治体等が持つことは、漏洩した場合の被害の大きさ等、情報管理面から不適当。依頼者名、詳細な請求事由を職務上請求書に記載、または口 頭による説明を求められることは不必要。また、これらのことについて、 全国一律の取扱いとしてもらいたい。(日本司法書士連合会)

〇弁護士その他各業士からの職務上の請求にあたり、請求事由等を明らかにすることは断固反対。例えば、破産手続開始の申立ての際に依頼者に代わり住民票の写しの交付を請求する場合、使用目的は依頼者にとって非常にセンシティブな個人情報であり、できる限り他人には知られたくなく、弁護士の守秘義務もある。

また、公務員や弁護士等が全国に点在する市役所等に対し住民票の写しの交付を請求する場合には、多くは郵送による交付請求を行っており、 身分証明書の提示は事実上不可能。(個人)

〇「近年行政書士等による職務上請求用紙の不正使用等の事件が発生していること等を踏まえ」とあるが、この箇所以外での職務上請求については「弁護士等」と括っていたものを「行政書士等」とこの部分だけ括り方を変更することは適切でない。(個人)

〇各業士の職務上請求用紙の不正使用の実態を踏まえれば、「詳細な請求事由を記載させることによって不正使用を未然に防ぐ」ことが必要。

「依頼者名・提出先の記載」は義務化すべき。(個人)

〇依頼者本人から住民票等の交付請求を依頼されたときには「依頼者の 委任状」の添付を義務付けるべき。委任状のないものは、とられた本人 に第三者請求があった事実を通知する制度の確立が必要。(個人)

〇住民票等の交付について触れられていないが、現場では本人確認の手続等でトラブルが発生していることから、戸籍の証明の交付の取扱いと同様となる形で、現場が混乱することのないよう充分な配慮をしてもらいたい。(浦安市市民課)

〇住民票の写しの交付制度について見直す内容とはなっておらず、趣旨 が不明確。厳格運用の内容を明確にして、対応方針を明らかにすべき。 (特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇閲覧制度と同様、「原則非公開」とするよう法を改正してもらいたい。 (神戸市)

○不当な目的でなければ、交付を拒めない現行制度は、個人情報保護の 観点から、交付を認める範囲が広きに過ぎる問題があり、正当な目的に のみ交付を認める制度に変更すべき。(個人)

〇不当な目的とはいえないが、正当な目的ともいえない範囲がかなり存在し、この範囲は各市町村の運用に委ねられていることは問題。「不当な目的の場合に、請求を拒むことができる。」から、「正当な目的の場合に限り、請求できる。」に変更する必要がある。(個人)

〇第三者からの写しの交付請求については、現行の閲覧規定と基本的には同様の規定を取っており、この規定の趣旨を踏まえるならば、請求目的の明示については、職務上請求であっても例外なく具体的に求めるべき。また、第三者に対する写しの交付は正当な理由があると認められる場合に行うこととし、内容の不明な運用の厳格化にとどまるのではなく、現行法制の改正を検討すべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇第三者からの写しの交付請求については、原則として本人に対して申請者情報等について開示されるべき。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇個人情報保護法においては、「個人情報の有用性」にも配慮すべきものとされており(同法第1条)、具体的な閲覧方法、審査手続についての検討にあたっては、ただ厳格な制度を構築し厳格に運用すればよいというものではなく、住民基本台帳による公証制度の利用について必要性・有用性が認められる場合にまで、徒に制度の利用が阻害される事態が生じることのないよう、住民票の写しを第三者が取得するケースについ

て、より詳細な検討を要する。(個人)

〇一般人である第三者が住民票の写しの交付を受ける必要性のある場合が考慮されていない。本来なら本人訴訟でも行えるような少額訴訟についても弁護士や司法書士に依頼することを余儀なくされるなど国民の裁判を受ける権利(憲法第32条)が侵害されているのではないかと思われるような実情が存在。少なくとも訴訟等を目的とする場合の住民票の写しの交付請求については、請求事由を明らかにするための手続きを法令の規定等により明示すべき。(個人)

〇郵送によって住民票の写しを請求できる制度が存在するが、請求時の本人確認の徹底について明記するとともに、地方自治体として、管理・廃棄について報告を求めるなど、追跡を行なうことを原則とし、来所による写しの請求と同様の措置を行なうことを明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)

〇債権者(金融機関、特殊法人等)が債権回収のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合につき、その請求者については、透明性、明確性を確保し、不当・不適正な請求を防いでもらいたい。(日本司法書士連合会)

〇院内がんや地域がん登録事業では、登録医療施設単位や地域単位で登録されたがん患者の予後(生死、死亡の場合は死亡年月日)情報を収集するために住民票(除票を含む。)の交付申請を行っているが、登録されたがん患者の生存率を計測することにより、当該地域や施設のがん診療の質的評価を行い、がん医療の施策に寄与するなど公共性が高いものであり、従来どおり住民票等の交付対象とすることが相当と考える。(大阪府立成人病センター調査部)

〇戸籍の附票についても、住民票の写しの交付請求の場合について提出 した意見と同様の対応をすべき。(特定非営利活動法人情報公開クリア リングハウス)

〇金融機関(貸金業者を含む)が、職権消除となった債務者の本籍地記載の住民票に関する閲覧・交付を求めた場合、これを「不当な目的」として拒否しないよう改めるべき。((株)神奈川県貸金業協会)

## (2) 選挙人名簿抄本の閲覧制度の見直し

項目	意見の概要
全般	〇選挙人名簿は住民基本台帳に基づいて調製されるので、選挙人名簿抄 本の閲覧制度の必要性は乏しい。(個人)
	〇選挙人名簿そのものが無駄ではないか。(個人)
	〇新たに選挙人名簿に登録された際には縦覧制度を利用して登録の有無 を確認できるので、閲覧制度は廃止すべき。(個人)
	〇法律で閲覧制度の統一的な事務処理を明記すべき。各市町村に任せる と、運用によりバラバラになってしまう。(個人)
	〇閲覧許否の基準や便宜供与の範囲が明確ではない等の問題点があることから、全国的、統一的な基準を設けるべき(指定都市選管)。
	〇閲覧許否の基準と基本的な手続規定を法令に定めること、また、罰則 規定を設けることとされており評価できる。(指定都市選管)
	〇閲覧主体・手続・違反者に対する制裁措置が法文上明記されることは 一定の前進と考えられるが、閲覧主体・手続等の内容は現状と変わらず、 閲覧される側の個人情報の保護に比べ、閲覧する側の便益が優先されて いるのではないかと思われる。(指定都市選管)
	〇誰でも閲覧ができる制度は、個人情報保護の観点から問題があり、反対である。(全国消費者団体連絡会)
	〇選挙人名簿の抄本の閲覧制度について、個人情報保護の観点から所要の見直しを行うべきであるとされた点について、評価できる。(兵庫県都市選挙管理委員会連合会)
閲覧できる主 体と目的	〇営利目的での利用はもとより、選挙人名簿の正確性確保を超えた利用となる閲覧は原則的に認めるべきではなく、基本的には住基の閲覧と同様の範囲にとどめるべきである。(日本弁護士会連合会)
	〇閲覧ができる者の範囲は必要最小限に限り、第三者への閲覧は全面禁止が望ましい。(個人)
	〇個人情報保護、人権侵害の防止の観点から、不特定多数者への一般閲 覧は廃止すべき。(部落解放同盟中央本部ほか)
	〇個人情報保護の高まりの中、政治活動目的であっても閲覧させるべき ではない。(個人)

〇個人のプライバシー保護の観点にかんがみ、閲覧制度は原則廃止し、 選挙人本人による選挙人名簿の登録の有無の確認に限定すべき。(兵庫 県都市選挙管理委員会連合会ほか)

〇閲覧制度が選挙人目簿の正確性の確保を目的とするものであることにかんがみれば、登録の有無の確認以外の閲覧を認めることは明らかに制度目的を逸脱している。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇閲覧を認める3つの場合について、主体の範囲を明文化するべき。(指定都市選管)

〇改正にあたっては、その内容の徹底を図ること。(個人)

〇候補者等に閲覧を認めることとしているが、「等」がどこまで含むのか不明確である。また、世論調査、学術調査については住民基本台帳の閲覧で足りるものであり、特に認めなければならない積極的な理由はない。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス)

〇閲覧が認められる選挙運動・政治活動、世論調査・学術調査とはどのようなものなのか基準を示してほしい。(個人)

〇選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無の確認を行う場合については、この場合の「特定の選挙人」の範囲を法令上明文化すべき。(指定都市選管)

〇不正な目的による閲覧の防止をより徹底するため、閲覧の主体の範囲 等についても基本的な手続規定の中でできる限り明確に示してほしい。 (指定都市選管)

○登録の有無を確認するために名簿を閲覧させる場合、閲覧できる者の 範囲については親族などに限定し、選挙運動・政治活動を目的とした閲 覧の場合には対象者を政党に限るべき。また、世論調査・学術調査目的 で閲覧させる場合には、法人登記、事業所概要のほか、学部長による証 明書等の提出を求めることにより、閲覧の申請をした者の十分な審査を 行う必要がある。(指定都市選管)

〇選挙運動・政治活動のための閲覧には、目的外利用を排除することが 困難である等の問題があり、さらに十分な検討・議論が必要。(全日本 自治団体労働組合)

〇公益性の高い学術調査・世論調査のための閲覧は住民基本台帳の閲覧で十分であり、閲覧が認められる範囲は必要最小限度に限るべき。(全日本自治団体労働組合)

〇公益性の高い世論調査や学術調査のための閲覧については、政治・選挙を目的としたものに限定すべき。(指定都市選管)

〇公益性の高い調査を目的とした閲覧について、知り得た情報の管理も 含め、行政閲覧と同様の責任を課すべき。また、地方自治体において提 供した情報について、人権侵害が発生した場合の救済のあり方、責任に ついて明記すべき。(部落解放同盟大阪府連合会)

〇世論調査を目的とした閲覧は認めるべきではない。また、登録の有無を確認するために閲覧する場合や選挙運動、政治活動のために閲覧する場合においても主体と手続を明文化し限定的に認めるべき。(指定都市選管ほか)

〇公益性が高い世論調査や学術調査のために引き続き閲覧を認めること としているのは妥当な判断であり、検討会の高い見識を示すものとして 受け止めたい。(日本社会学会ほか)

〇社会調査については原則として閲覧を認めるべきではない。仮に認める場合であっても、オプトイン方式を導入した上で閲覧を認めるべき。また、市場調査については、営業活動の一環で行われる場合が想定されることから、閲覧を認めるべきではない。(全国消費者団体連絡会)

#### 審査手続

〇閲覧制度を存続させるのであれば、住民基本台帳の一部の写しの閲覧 と同等の手続が確保されるべき。(特定非営利活動法人情報公開クリア リングハウス)

〇閲覧に関する具体的な事務処理手続規定の中に、閲覧の受付審査に必要となる添付書類(提出資料)、本人確認のために提示しなければならない身分証明書の具体的明示が盛り込まれない限り、個人情報の保護を図るために十分な審査を行うことは、非常に難しいと考える。(指定都市選管)

〇選挙運動・政治活動目的と偽る名簿業者・個人が現れる可能性も考慮すること。目的外の閲覧を防止するためには、政治団体の活動実績が分かる資料や、供託金納入書類、写真付き身分証明書の提示を求めるなど、規定を整備すること。(個人)

#### 閲覧方法等

〇閲覧制度を存続させるのであれば、別途台帳を作成し、住所、氏名の みを閲覧に供することとしてはどうか。(個人)

〇オプトアウトは最低限必要と考える。(個人)

〇閲覧に供する情報から生年月日・性別を閲覧対象外とすることができないか検討すべき。(指定都市選管)

〇本人の承諾がない場合には、選挙人の性別を閲覧できないようにすべ き。(性同一性障害をかかえる人々が、普通にくらせる社会をめざす会) ○閲覧により転記した内容のコピーの保管、閲覧申請者情報の公表も不 可欠である。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウスほか) 〇閲覧を認める場合には、選挙人が選挙人名簿に記録されている住所に 居住していなかったこと等が判明した場合には、選挙管理委員会への報 告を義務付けることにより、選挙人名簿の正確性を確保する必要がある。 (指定都市選管) 制裁措置 ○閲覧に際しての手続規定を整備し、これに違反した者は罰則など高い ペナルティーを課すべき。(個人) 〇過料を払えば何をしてもよいと逆手にとる者が出る可能性を考慮する と、過料の金額を高めに設定するほか、罰則を科すことを検討すべき。 (個人) ○偽りその他不正の手段により選挙人名簿抄本を閲覧した者に対する制 裁措置としては、行政罰ではなく、刑事罰を適用することが公職選挙法 上適切であると考える。(指定都市選管) 手数料の徴収 ○住民基本台帳の閲覧は手数料が必要なのに、選挙人名簿の抄本の閲覧 は手数料がかからないのはおかしい気がする。(個人) 〇受益者負担の観点から、閲覧手数料を徴収すべきである。(特定非営 利活動法人情報公開クリアリングハウス) ○登録の有無を確認するために閲覧する場合を除いて、手数料を徴収す べきである。(個人) 便宜供与規定 〇コピーを認めないことによって閲覧が抑制されている側面は否定でき ないものであり、コピーは一律認めないこととするよう法律を改正すべ き。(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス) 〇コピー等によって取得した個人情報の利用状況及び管理・廃棄につい て報告を求めることとすべき。(部落解放同盟大阪府連合会) ○便宜供与規定を削除することとした点については一定の評価はできる が、コピーの取扱いについては、各市町村選管の判断に委ねることとは せずに、統一的に取り扱うことが望ましい。(指定都市選管) ○便宜供与の範囲、方法等については、現状においても各市の実情によ

る対応をしているところであり、法律上の義務規定が削除されることに

より、なお一層の情報交換が必要であると考える。(指定都市選管)

〇便宜供与の範囲について、市町村の選挙管理委員会の定めるところに よるとしているが、法律上の義務規定は削除するとのことであるので評価できる。(指定都市選管)

〇選挙人名簿抄本のコピーは大量の個人情報を容易に取得できることから全国統一の扱いとして禁止する等の更なる見直しを行うべき。(指定都市選管)

〇個人情報保護の観点から考えるとコピーを認めること自体が適当であるとは言えず、また市町村の個々の判断に委ねず統一的に取り扱うことが望ましいと思われるため、法令により一律に禁止すべき。(指定都市選管)

〇便宜供与の範囲及び方法を統一的に定め、特にコピーを禁止する旨の 記載については必ず明文化してほしい。(指定都市選管)